

鶴岡市国民健康保険

出産育児一時金の支給について



「直接支払制度」を利用した場合で、出産費等の合計額が 50 万円※（産科医療補償制度加入機関での在胎週数 22 週以降の出産の場合）未満の場合、もしくは直接支払制度のご利用がない場合は、出産育児一時金（差額）の申請（請求）手続きが必要になります。次の書類をご持参の上、お手続きくださいますようお願いいたします。

なお、「直接支払制度」を利用した場合で、出産費等の合計額が 50 万円※を超える場合（医療機関の領収・明細書の「代理受取額」が 50 万円※の場合）の手続きは不要です。

お持ちいただく書類

（世帯への支給額が発生する場合のみ、手続きが必要になります。）

- 分娩者の国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせのいずれかお持ちのもの
- 医療機関等の明細書の写し（専用請求書の内容と相違ない旨の記載のあるもの）
（直接支払制度を利用しない場合は、直接支払制度を利用していない旨の記載のあるもの）
また、産科医療補償制度対象分娩については、産科医療補償制度のスタンプ印のあるもの）
- 直接支払制度利用の意思確認合意文書の写し（直接支払制度を利用しない場合は、直接支払制度を利用しない旨の意思確認を行なった）
- 振込口座（世帯主名義）のわかるもの
- 届け出に来る方の本人確認書類（運転免許証など ただし顔写真がないものは2点確認）
- 世帯主及び分娩された方のマイナンバーのわかるもの

※ 産科医療補償制度加入機関での在胎週数 22 週以降の出産以外の場合は、48万8千円になります。

鶴岡市役所 本 所	国保年金課	Tel35-1292	（直通）
藤島庁舎	市民福祉課	Tel64-5807	（直通）
羽黒庁舎	市民福祉課	Tel26-8773	（直通）
櫛引庁舎	市民福祉課	Tel57-2113	（直通）
朝日庁舎	地域づくり推進課	Tel53-2114	（直通）
温海庁舎	市民福祉課	Tel43-4614	（直通）